

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金
公募要領
<令和4年度予算 一次公募>

公募期間：令和4年6月24日（金）～8月5日（金）17時

※令和4年度予算事業では、令和3年度補正予算時の公募要件から、補助対象設備の規模として
1地点当たりの設備容量が30kW（ACベース）以上、かつ、1地点当たりの平均設備容量が50kW
(AC ベース) 以上とする他、事業完了時期等に関する変更を行っています。詳細については
必ず本公募要領をよくご確認の上、申請してください。

令和4年6月
一般社団法人太陽光発電協会

改訂履歴

日付	バージョン	改訂内容
令和4年6月24日	V1.00	初版
令和4年6月30日	V1.01	41~43ページ「(様式第6) 令和4年度予算需要家主導による太陽光発電導入促進補助金事前着手申請書」様式内容を全て記載

補助金を申請及び受給される方へ

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、本公募要領を十分確認・理解する他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下、「補助金適正化法」という。）及び需要家主導による太陽光発電導入促進補助金交付規程（2022年3月15日JP-PC223001号）をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、一般社団法人太陽光発電協会（以下、「JPEA」という。）は、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）をえた額を返還していただきます。併せて、JPEAから新たな補助金等の交付を一定期間、行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。なお、経済産業省が現在停止中の事業者として以下URLにて公表されている事業者は本補助金の申請者等になることはできません。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

⑤ JPEAから補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、原則として、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、JPEA又は経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等についてJPEAの承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

※ 処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に定める太陽光発電設備の処分制限期間（15年）を準用して適用する（以下同じ）。

- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、JPEA発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 補助事業終了後、発電事業の状況や補助事業の成果等について、JPEA又は経済産業省が提供を求めた場合は、協力するよう努めてください。
- ⑩ JPEAは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をJPEAのホームページ等で公表することがあります。

目次

1. 事業概要	5
1-1. 事業名称	5
1-2. 事業目的	5
1-3. 予算額	5
1-4. 補助対象事業	5
1-5. 補助対象事業者	6
1-6. 補助対象事業の要件	7
1-7. 補助率	10
1-8. 補助対象経費	11
1-9. 補助対象期間	13
1-10. 事業全体スケジュール	14
2. 応募申請	16
2-1. 公募	16
2-2. 応募申請	16
2-3. 提出書類一覧	16
2-4. 交付決定前の変更等	19
2-5. 審査	19
2-6. 採択事業者の公表	20
2-7. 交付決定	21
3. 事業の実施	22
3-1. 補助事業の開始	22
3-2. 交付決定後の計画変更等	24
3-3. 中間検査	24
3-4. 実績報告及び補助金の確定	24
3-5. 精算払請求書及び補助金の支払い	25
3-6. 補助事業終了後における取得財産等の管理	25
3-7. 交付決定の取消、罰則等	26
4. 事前着手申請手続き	27
5. 応募申請書類様式	28
6. 参考資料	50
6-1. 設備構成の代表例	50

1. 事業概要

1-1. 事業名称

令和4年度予算 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

1-2. 事業目的

本事業は、2030年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向けて、需要家が発電事業者と連携すること等により行う太陽光発電設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、こうしたモデルの普及を図り、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進することを目的とします。

1-3. 予算額

第一次公募予算額：120億円程度

※ 応募申請の合計額が予算額を超える場合等、採択審査の結果、不採択となることがある。

1-4. 補助対象事業

日本国内において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下、「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づく認定（※1）を得ず、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（以下、「自己託送」という。）によることなく、当該太陽光発電により発電した電気を特定の需要家に長期間供給する等、本公募要領に定める要件を満たし、再生可能エネルギー電気（以下、「再エネ電気」という。）を活用する需要家の電気の需要を満たすことを目的とした太陽光発電設備を、需要地外に新規に取得、設置する事業を、補助対象事業とします。

（※1） 令和4年3月31日以前は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項に基づく認定。以下同様。

【用語の定義】

補助対象事業者	補助対象設備を所有し、補助対象事業を実施する者であって、1-5の要件を満たす国内において事業活動を営んでいる法人（※2）。
小売電気事業者（※3）	電気事業法第2条第1項第3号の小売電気事業者。
需要家	再エネ電気を活用（ただし、小売電気事業の用に供するための当該再エネ電気の活用を除く）する者。なお、国、地方公共団体（※4）及び関連団体（※5）、並びに集合住宅を管理する組合は含まない。
需要地	本補助事業において、需要家が小売電気事業者から再エネ電気の供給を受ける事業所（※6）。
補助対象設備	補助対象事業の用に供するために、需要地外において新規に取得し、設置され、専ら系統に接続供給（自己託送の場合を除く。）する太陽光発電設備（※7）。

- (※2) 本事業において法人とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第9号の普通法人の他、第6号の公益法人等及び第7号の協同組合等、並びに地方公共団体及び地方公営企業とする。
- (※3) 小売電気事業者は、1申請当たり1者に限る。
- (※4) 地方公共団体には、都道府県及び市町村の他、地方自治法に基づく特別区及び地方公共団体の組合等の特別地方公共団体を含む。
- (※5) 関連団体とは、以下の団体を指す。
 - 独立行政法人
 - 地方独立行政法人
 - 地方公営企業（地方公営企業法の適用を受ける企業）
 - 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人
 - 特別な法律により設置された法人
- (※6) 本事業において、事業所とは「日本標準産業分類の一般原則」に定めるところの事業所を言う。
※https://www.soumu.go.jp/main_content/000286955.pdf
- (※7) 需要地、居宅又は集合住宅の敷地内・屋根等に設置する設備、中古又はリース・レンタルの設備は補助対象外。

【補助対象事業の概要】



1-5. 補助対象事業者

補助対象事業を行う者であって、以下の要件を全て満たす者を、補助対象事業者とします。

- ① 国内において事業活動を営んでいる一の法人であること。
※ ただし、補助対象事業者と需要家がそれぞれ同一の2社以上の親会社の完全子会社又は当該親会社（以下、「同一子会社等」という。）でのみ構成される場合は、当該同一子会社等が連名で申請することを認める。
- ② 本事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 直近の年度決算において債務超過の場合は対象外とする。

- ③ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間を超えて、継続的に使用する者であること。
- ④ 本事業により取得した補助対象設備を、JPEA が交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその補助対象設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る者であること。
※ JPEA が検査等で固定資産台帳の提出を求めた場合は、これに応じること。
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できない（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
- ⑥ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者でないこと。
- ⑧ 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項により定める事業を実施する者でないこと。
※ 補助事業の実施に関わる需要家が、上記⑤、⑥、⑦、⑧又は⑨に反する者である場合、これを相手方とすることは原則不可とする。
- ⑩ 補助事業の終了後、JPEA 又は経済産業省の求めに応じて、発電事業の状況等について報告できる者であること。
- ⑪ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な者であること。

【注意】

本補助金の申請は、補助対象事業者が行う必要があり、当該発電設備による電気を供給される需要家及び小売電気事業者は補助金の申請者になることはできません。ただし、需要家又は小売電気事業者が補助対象事業者を兼ねる場合はその限りではありません。

1-6. 補助対象事業の要件

補助対象事業は、以下の要件を満たす事業であることを要件とします。

i : 本補助金への申請に当たって、小売電気事業者及び需要家が、本補助金の交付規程及び公募要領に定める要件等を理解し、補助対象事業者が当該要件等を遵守して補助対象事業を実施することができるよう協力に努めること、及び補助金の申請内容に対する虚偽又は小売電気事業者及び需要家による当該要件等に合理的な理由なく違反する行為が認められた場合は氏名の公表に応じることについて、誓約すること。

ii : 本補助金の申請時（※8）において、一般送配電事業者に対して、高圧及び特別高圧の補助対象設備については系統連系に係る接続検討申込、低圧の補助対象設備については系統連系申込を完了し、原則として高圧及び特別高圧の補助対象設備については接続検討結果の回答、低圧の補助対象設備については系統連系申込の回答を得ている（※9、※10、※11）こと。なお、各申込の回答を得ていない場合も、申請することは可能だが、補助対象経費に制限が生じること（詳細は1-8を参照）を理解のうえ申請すること。

（※8） 本補助金の申請時点で、工事着工している補助対象設備は補助対象にはならない。

（※9） 本補助金の申請時において、高圧・特別高圧設備については、一般送配電事業者に対して系統連系に係る接続検討申込を行っていることを必須とし、検討料の支払い領収書等、申込が完了したことが判別できる資料を提出すること。低圧設備については、系統連系申込を行っていることを必須とし、当該申込が完了したことが判別できる資料を提出すること。

（※10） 高圧・特別高圧設備については接続検討結果の回答、低圧設備については系統連系申込の回答を得ている場合は、そのことが判別できる資料を提出すること。ただし、接続検討結果又は系統連系申込（以下、「接続検討結果等」という。）の回答を得ていることは必須ではない。

（※11） 発電所の所在する地域と需要地の地域が異なる場合、間接送電権の購入等により需要地に送電するために必要な措置が講じられていることを基本とする。

iii : 補助対象設備が、再エネ特措法第9条第4項に基づく認定を得た再生可能エネルギー発電事業計画に含まれないこと（※12）。

（※12） 再エネ特措法第9条第1項に基づく申請を行っている案件については、本事業に採択された場合、申請を取り下げる。なお、交付決定後、再エネ特措法第9条第4項に基づく認定を得ていることが判明した場合、補助対象事業の要件に合致しなくなるため交付決定を取り消すものとする。

iv : 補助対象設備が、原則として令和5（2023）年3月24日までに運転開始（※13）するものとして新設される2MW以上の設備（※14）であり、補助対象経費の単価が25万円/kW（ACベース（※15））未満（※16）であること。ただし、系統連系に係る接続検討や補助対象設備の調達に関する遅延等が見込まれる場合は、令和6（2024）年2月29日までに運転開始するものも可とする（※17）。

（※13） 運転開始とは、電気事業法施行規則第75条に定める使用前自主検査又は同規則第76条に定める使用前自己確認の届出（使用前自主検査及び使用前自己確認の対象外設備を除く）を実施し、系統への電力供給を開始していることを指す。

（※14） 複数地点で新設する設備の合計も可。ただし、1地点当たりの設備容量が30kW（ACベース）以上、かつ、1地点当たりの平均設備容量が50kW（ACベース）以上であって、それぞれの設備の積載率（パワーコンディショナの出力に対する太陽電池の出力の割合）は194%以下であること。なお、専ら系統に接続供給（自己託送の場合を除く。）する補助対象設備のみを補助対象とする。

(※15) ACベースとは、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力の値、又はパワーコンディショナを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を基準とすることを指す。

(※16) 補助対象経費の単価の算出方法は1-8. 補助対象経費を参照。

(※17) 補助金申請時において、系統連系に係る接続検討や太陽光パネル等の補助対象設備の調達の見込み、設置工事に係る地域との調整、用地取得に係る交渉等の理由によって、令和5(2023)年3月24日の運転開始が困難と見込まれる場合は、遅延理由を整備計画に明記した上で、運転開始日を令和6(2024)年2月29日までの期間に設定することを可とし、当該遅延理由及び運転開始日が合理的と認められる場合には、当該整備計画をもって交付決定を行う。

v : 需要家が8年以上にわたって、補助対象設備による発電量（計画値ベース）の7割以上に相当する量（※18）の電気を利用する契約等（※19）が締結されること（※20、※21、※22、※23）。また、補助対象設備により発電された電気は専ら系統に接続供給（自己託送の場合を除く。）することにより、需要地に供給されるものであること。

(※18) 補助対象設備の設備利用率（ACベースでの年間平均稼働率）が14.5%以上とした場合の発電量（kWh）を計画値とし、この計画値に対して7割以上に相当する量であること。なお、自ら蓄電池を併設することを計画している場合は、蓄電池に給電する場合の当該設備の発電量の7割以上に相当する量であること。

(※19) 補助対象設備の所有者である補助対象事業者、需要家と需給契約を締結する小売電気事業者、需要家の間で上記を満たす契約を締結することを要件とするが、具体的な契約等の方式及び契約等の数は限定しない。なお、補助対象事業者、小売電気事業者、需要家の一部又は全てが同一の者であることは妨げない。ただし、複数の小売電気事業者に渡って電気の販売がされるなど、同じ役割を果たす者が多層的に存在する契約等は認めない。

(※20) 1-5.①に定める場合を除き、一申請当たりの補助対象事業者及び小売電気事業者は一に限るが、需要家は複数者であることも可能とする。

(※21) 申請後、当該契約等の期間内において、需要家・小売電気事業者の変更は認めない。

(※22) 運転開始の日から3ヶ月以内に当該契約等に基づき需要家が受電を開始すること。需要家による受電の開始日が当該期日を超える場合は、補助対象事業の要件に合致しなくなるものとして交付決定を取り消すものとする。

(※23) 需要家が、補助対象設備により供給される電気では満たされない需要地の需要について、当該小売電気事業者以外との契約により供給されることを妨げるものではない。

vi : 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた者に対するものを除く）。特に、以下の事項について遵守していることを確認すること（※24）。

- 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は以下を参照のこと。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_

[2017/legal/nintei_seti.pdf](#)

- 発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

(※24) 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項等に準拠した事業が実施されていないと認められる場合は、交付決定を取り消すことがある。

vii：再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること（※25）。

(※25) 太陽光発電事業を実施するに当たり必要な法令（条例を含む）について、補助金の申請時に所定様式にて該当状況を提出し、かつ、補助事業の実績報告の際に該当する全ての法令の許認可等を得たことを報告することを求める。実績報告や確定検査等において、許認可等が得られていないものがある場合、補助金は交付しない。

1-7. 補助率

- 自治体連携型：①、②のいずれかの場合は2／3以内とする（※26）。
 - ① 補助対象事業者（地方公共団体及び地方公営企業を除く）が、地方公共団体が所有する土地（※27）に補助対象設備を設置して補助事業を実施する場合（※28）。
 - ② 地方公共団体が資本金の過半を出資する補助対象事業者又は地方公共団体及び地方公営企業が、当該地方公共団体内に需要地を有する者を需要家として補助事業を実施する場合。
- 自治体連携型以外：1／2以内とする。

- (※26) 異なる補助率が混在する補助対象事業の場合、補助対象設備ごとに該当する補助率を適用する。
- (※27) 地方公共団体が所有する土地には、国又は地方公共団体の関連団体の所有する土地、及び地方公共団体が直接貸付け等を行った者から転貸等される土地は含まない。
- (※28) 自治体連携型①の場合、当該土地の利用に関する契約等の方式は問わない。ただし、補助対象設備の処分制限期間が15年であることから、運転開始日から起算して15年以上の利用が確保されている土地に限る。

1-8. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備の設計費、設備購入費、土地造成費、工事費、接続費とします。

項目	内容
設計費	設備導入に必要な設備等の設計に要する経費。 ※ 設備の設計のみならず、土地造成等の関係工事に係る工事用図面の作成等の経費は設計費に計上すること。
設備購入費 (※29)	太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）、架台、接続箱、受配電設備、遠隔監視・制御装置、その他の付属機器。
土地造成費 (※30、※31)	設備設置に必要な土地造成費。 ※ 土地の取得・賃貸借に係る費用、及び既存建物等の除去や建物躯体の補強に係る費用は対象外。
工事費 (※30)	基礎、設備の据付、電気配管及び柵塀（柵塀の購入費を含む）に係る工事費。
接続費	送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（※32、※33）。

- (※29) 需要地の敷地内、居宅又は集合住宅の屋根に設置する設備は補助対象外。
- (※30) 補助対象設備の設置に合わせて行われる、建物屋根の防水・改修工事や既存設備の移設・撤去・処分費、既存建物の解体・撤去に伴う除去費、建物躯体の補強工事費等は補助対象外のため、区分して経理すること。
- (※31) 交付決定前に土地の造成工事を契約・発注・着手している場合、土地造成費については交付対象とならない。
- (※32) 接続検討結果等の回答を得ていない場合は、工事費負担金の額は見込額（1.35万円/kWを上限とする）で申請することができる。ただし、見込額をもって申請した場合は接続契約の締結等により当該工事費負担金の額が確定した後、確定した額と申請時の見込額のいずれか低い額を補助対象額とする。一方で、接続検討結果等の回答により示された工事費負担金の額をもって申請した場合であって、接続契約の締結によりその額に変更があった場合には、補助対象経費の単価が25万円を超えない範囲、かつ、3-2の規定の範囲において、その変更後の金額を補助対象経費とする。
- (※33) 系統連系手続に関する、一般送配電事業者に対する接続検討申込の事前相談に要する経費及び電力需給契約による保証金等、工事費負担金以外の経費は補助対象外。

【補助対象経費に関する注意事項】

- リース・レンタルに要する経費、中古品は補助対象外。
- グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は原則として認めない。経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定すること。最低価格を提示したもの以外を選定する場合は、選定理由を明確にすること。

- 補助対象事業の実施に係る調達について、自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。
- 補助率の異なる補助対象事業を組み合わせて実施する場合は、適用される補助率ごとに補助対象経費を区分すること。
- 原則として、交付決定前に契約・発注等を行った経費を除く（事前着手申請手続きの詳細は、4. 事前着手申請手続きを参照）。また、上記の規定に関わらず、補助対象設備の系統連系に要する工事費負担金契約に係る工事費負担金についてのみ、2021年12月24日以降に工事費負担金契約がなされたものについて補助対象経費として認めるものとする。
- 消費税及び地方消費税、振込手数料は補助対象外。

【他の国庫補助金等との重複】

- 本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用は認めない。
- 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に確認すること。
- 地方公共団体による補助金等との併用可否については、それぞれの地方公共団体窓口に確認すること。
- 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにJPEAに連絡すること。

【設備構成と設備単価の考え方】

- 補助対象設備は、関係法令に基づき、太陽電池モジュールやパワーコンディショナ等によって構築されるものであって、送配電事業者の系統に接続するために必要な構成による設備を原則とする。
- 1-6. 補助対象事業の要件ivに定める単価は、以下の計算式により算出する。なお、消費税及び地方消費税は含まない。（※34）

$$\text{補助対象経費の単価 (万円/kW)} = \frac{\text{設計費} + \text{設備購入費} + \text{土地造成費} + \text{工事費} + \text{接続費 (円)}}{\text{補助対象設備の定格出力 (kW)}} \text{ (※35)}$$

- 立地場所の状況等に応じて不要な経費は補助対象経費から除くことができる。
- 土地の造成工事について、応募申請時点で契約・発注・着手・完了している場合、土地造成費については交付対象とならない。ただし、その場合であっても、1-6. 補助対象事業の要件ivに定める単価の算定には当該土地造成費を含めること。
- 系統設備に対する工事費負担金の額が申請時点で不明な場合は、1.35万円/kWを上限とした見込額により算定すること。ただし、当該見込額が、接続契約の締結等により確定した当該工事費負担金の額と比較して、明らかに過小であり、意図的に過少申告したと判断できる場合は、交付決定の取消しを行うことがある。

- 営農型や水上型等の設置方式ごとに必要な支持設備については「架台」として補助対象経費に含め、1-6. 補助対象事業の要件ivに定める単価 25万円/kW未満の算定に含めること。
 - 補助対象経費の単価を減少させるなどの目的で、意図的に補助対象設備及び経費を除外することはできない。検査等において、これが発覚した場合は交付決定を取り消すことがある。
 - 補助対象事業で導入する太陽電池モジュール以外の太陽電池モジュール（既設・新設を問わない）を組み合わせて、一体の太陽光発電設備とする場合は補助対象外とする。
- (※34) 補助対象設備が複数地点で設置される場合、各地点の補助対象経費の単価が 25 万円/kW 未満であること。
- (※35) 太陽電池の合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値とする。

1-9. 補助対象期間

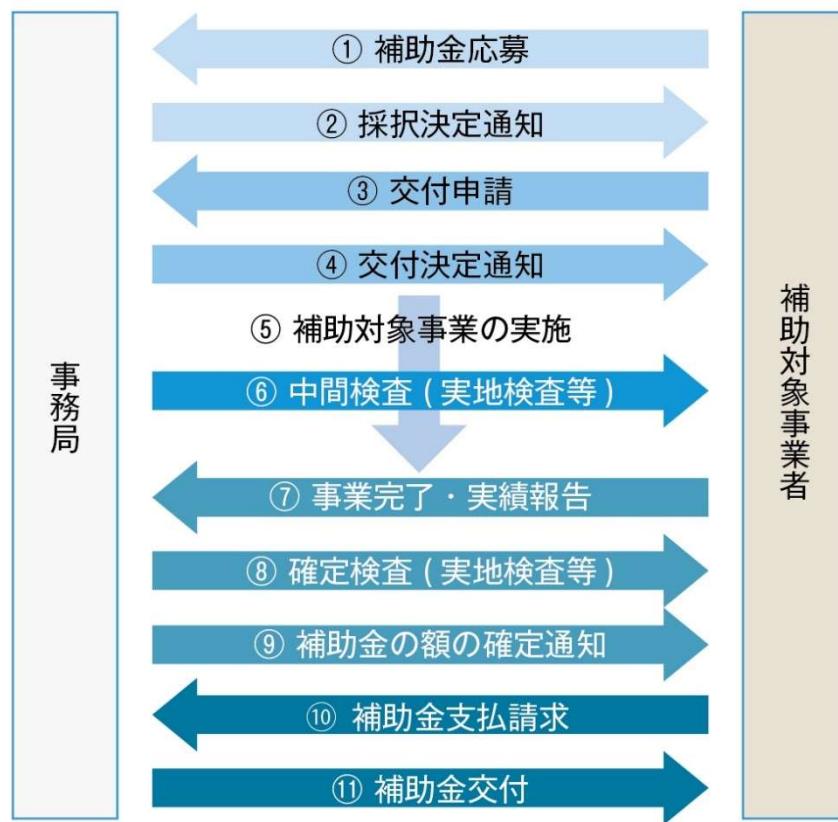
① 事業開始日

- 交付決定日を事業開始日とします。
- ※ 原則として、契約・発注行為は交付決定日以降に行うこと。交付決定日以前に支出した経費は、事前着手の承認を得た経費を除き、補助対象とならない。
 - ※ ただし、当該契約・発注に係る見積依頼・競争入札については、交付決定前の実施も有効とする。

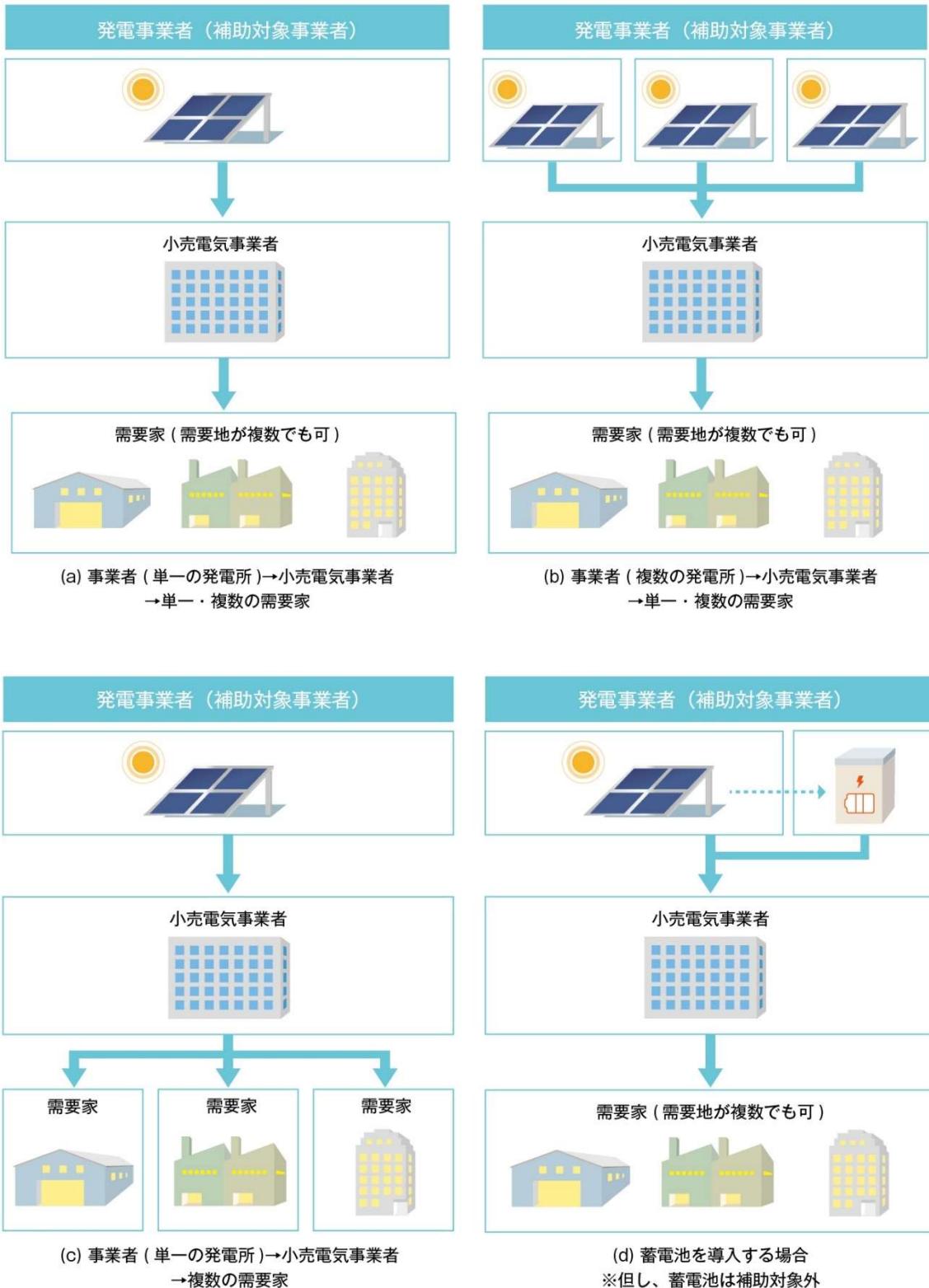
② 事業完了日

- 補助対象設備の運転を開始した日を事業完了日とし、原則として令和5(2023)年3月24日までに事業を完了させる必要があります（支払いを含む）。ただし、系統連系に係る接続検討や補助対象設備の調達に関する遅延等が見込まれる場合は、令和6(2024)年2月29日までに完了させること。
- ※ 事業完了が、系統連系に係る接続検討や太陽光パネル等の補助対象設備の調達の見込み、設置工事に係る地域との調整、用地取得に係る交渉等の理由によって、令和5(2023)年3月24日の運転開始が困難と見込まれる場合は、補助金申請時において遅延理由を整備計画に明記した上で、運転開始日を令和6(2024)年2月29日までの期間に設定することを可とし、当該遅延理由及び運転開始日が合理的と認められる場合には、当該整備計画をもって事業完了日の繰越しを認めます。その際には、事業開始後に繰越しに関する手続きを行う必要があることに留意すること。
 - ※ 新型コロナウイルス等の影響によって納品が遅れ、事業完了の遅延が見込まれる可能性等も考慮の上、上記期限までに完了可能な実施スケジュールを検討すること。

1-10. 事業全体スケジュール



【申請の組み合わせ例】



2. 応募申請

2-1. 公募

① 公募実施者

JPEA が公募を行います。なお、JPEA ホームページに公募関連情報を随時公開します。

② 公募期間

2022年6月24日（金）～8月5日（金）17時

8月5日（金）17時が申請期限であり、入力途中の場合は申請が行われたものとはならないため、時間に余裕をもって申請してください。

- ※ 本公募では jGrants（J グランツ。デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）でのみ申請を受け付ける。なお、申請には gBizID の取得が必須であり、gBizID の取得には通常約2週間以上かかるので注意すること。
- ※ JPEA は、提出書類及び提出書類に記載された情報について、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行、並びに業務遂行に必要な経済産業省への情報の提供のためにのみ利用し、申請者の秘密を保持する。なお、個人情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がある。
- ※ 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しない。また、申請を受理した書類の変更・差し替えは原則認めない。

2-2. 応募申請

応募申請は、jGrants ホームページからの電子申請によって受け付けます。入力については、同ホームページに掲載するマニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。なお、電子メールや紙媒体の郵送、窓口での提出による受付は行いません。

<申請方法等に関する問い合わせ先>

JPEA 太陽光発電推進センター（JP-PC）

電話：03-6628-5740（受付時間 9:30～17:30／土日・祝日は除く）

URL：<https://jp-pc-info.jp>

2-3. 提出書類一覧

応募申請に際して、必要な提出書類は下記一覧表のとおりです。下記一覧表を確認の上、作成してください。また、別途 JPEA ホームページにおいて、提出書類の作成に際しての留意事項、交付申請書類の記入例を掲載しているので、ご確認ください。

【提出書類一覧表】

●：提出必須、○：該当する場合に提出

番号	書類名称	提出 要否	指定・自由・ 定型様式の別	ファイル 形式	提出形式
様式第1	応募申請書（かがみ）	●	指定様式	Word	PDF
別紙1-1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分表	●	指定様式		
別紙1-2	役員名簿	●	指定様式		
別紙1-3	誓約書	●	指定様式		
様式第2	実施計画書	●	指定様式	Excel	Excel
別紙2-1	申請者情報（発電事業者）	●	指定様式		
別紙2-2	関係者情報（小売電気事業者・需要家）	●	指定様式		
様式第3	実施体制	●	指定様式	Excel	Excel
様式第4-1	補助対象設備の整備計画（総括表）	●	指定様式	Excel	Excel
様式第4-2	補助対象設備による電気の利用の計画	●	指定様式		
様式第4-3	補助対象設備の設備構造図	●	指定様式		
様式第5	資金計画	●	指定様式	Word	PDF
別紙5-1	借入金返済計画	○	自由様式	—	PDF
様式第6	事前着手申請書	○	指定様式	Word	PDF
添付1	申請者の会社情報（法人概要）	●	自由様式	—	PDF
添付2	申請者の決算書（直近1年分）（開業1年未満の場合は資本や資産などの状況が分かる書類を添付。加えて、合同会社の場合は、出資元企業の決算書（直近1年分）を添付）	●	自由様式	—	PDF
添付3	申請者の商業登記簿謄本の写し（3カ月以内のもの）	●	定型様式	—	PDF
添付4（1）	地上設置の場合：補助対象設備を導入する土地全筆の地番リスト	○	指定様式	Excel	Excel
添付4（2）	地上設置の場合：添付4（1）のリストにある土地と境界を接する土地全筆の地番リスト	○	指定様式		
添付4（3）	地上設置の場合：添付4（1）のリストにある全筆の記載がある公図（法務局発行の原本の写し）（3カ月以内のもの）	○	定型様式	紙	PDF

番号	書類名称	提出 要否	指定・自由・ 定型様式の別	ファイル 形式	提出形式
添付 4 (4)	地上設置の場合：添付 4 (3) 公図上に設備の設置図（配置図）を追記した図面	○	自由様式	—	PDF
添付 5 (1)	地上設置の場合：補助対象設備を導入する土地の登記簿謄本（3カ月以内のもの）、売買契約書又は賃貸借契約書の写し	○ (※36)	自由様式	—	PDF
添付 5 (2)	建築物上設置の場合：補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本（3カ月以内のもの）、売買契約書又は賃貸借契約書の写し	○ (※36)	自由様式	—	PDF
添付 5 (3)	補助対象設備を導入する場所の利用に関する承諾書等の写し	○ (※37)	自由様式	—	PDF
添付 6	補助対象設備の系統連系に係る接続検討申込み（低圧設備については、系統連系申込み）が完了したことが判別できる書類結果の回答	●	自由様式	—	PDF
添付 7	補助対象設備の系統連系に係る接続検討の回答（低圧設備については、系統連系申込みに対する回答）を得ていることを証する書類 ※応募締切日から起算して10ヶ月以内に回答を得たもの。添付 7 が有効な場合、添付 6 は必須としない。	○	自由様式	—	PDF
添付 8	地方公共団体が所有する土地に設置することを許可されていることを示す賃貸契約等の書類	○	自由様式	—	PDF
添付 9	申請者の株式の過半数以上を地方公共団体が出資していることを証する書類	○	自由様式	—	PDF
添付 10	脱炭素先行地域の選定に当たって自治体が提案した計画に位置づけられていることを証する書類	○	自由様式	—	PDF
添付 11	関係法令手続状況の説明資料	●	指定様式	Excel	Excel
添付 12	賃金引上げ計画の表明書	○	自由様式	—	PDF

（※36）賃貸借契約書には、当該土地又は建物の地番の記載があること。

（※37）添付 5 (1) 又は (2) に該当する書類が存在しない場合は、添付 5 (3) を提出すること。

【応募にあたっての留意点】

- 補助事業に係る契約・発注等は、原則として交付決定後に行うこと。交付決定前に契約・発注等を完了させた経費については、事前着手の承認を得た経費を除き、補助金の交付対象とならない。
- 応募に要した経費、その他補助金の採択を前提とした支出済の経費等について、不採択となった場合でも JPEA 及び経済産業省は一切補償しない。

- 応募申請内容に関する虚偽が発覚した場合や交付規程・公募要領に定めた要件を事業中又は事業終了後に満たさなくなった場合等、補助金の交付決定の取消や返還、補助事業者、需要家と需給契約を締結する小売電気事業者、需要家の名称・氏名の公表を求めることがあるため、十分に検討の上、応募すること。また、補助対象設備の処分制限、交付決定の取消、補助金の返還等について、本公募要領3-6及び7に説明を記載しているので、必ず確認すること。
- 補助事業者、需要家と需給契約を締結する小売電気事業者、需要家の間で交わされた電気の利用に関する契約等の期間が終了するまでの期間は、需要家・小売電気事業者の変更は認めない。この期間中に需要家・小売電気事業者の変更を行う場合は、補助事業者に対して、交付規程等に基づき補助金の交付決定の取消や返還を求める。
- 補助事業者に帰責性がない場合でも補助金の返還等に係る負担が生じる場合がある。特に、需要家と小売電気事業者に起因して補助対象要件を満たさなくなった場合、起因者に責を負わせる旨の契約を締結するなど、事業者間で予め調整を図ること。

2-4. 交付決定前の変更等

申請を行った後に、申請者の代表者や住所の変更が生じた場合は、交付決定を受ける前に、必ずJPEAに問い合わせて指示を受けてください。

2-5. 審査

JPEAは、申請内容について以下の項目に従って審査、総合的な評価を行い、採択事業者を決定します。

① 必須審査基準

以下の要件を満たしていることを必須として審査を行います。

- 応募者及び応募された事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 応募された事業の事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- 応募された事業に要する経費が適正であること。

② 加点基準

上記①を満たす応募に対して、以下の項目を踏まえて加点を行います。

- 補助対象設備による発電量（計画量）に対する需要家の買取率（※38）の高さ。
- 需要家による買取期間（※39）の長さ。
- 補助対象設備のkW当たりの単価の低廉さ。
- 補助対象設備の一方所当たりの平均出力の大きさ。
- 一需要地当たりの平均需要の大きさ。

- 補助対象設備の運転開始日の早さ。
 - 令和4年4月以降に開始する、補助対象事業の実施期間を含む補助対象事業者の事業年度において、対前年度比で大企業にあっては「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上、中小企業等にあっては「給与総額」を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明している者（※40、41）。
 - 脱炭素先行地域に選定された地域内に太陽光発電設備を設置し、当該地域内の需要家に電気を供給するものであって、当該脱炭素先行地域の選定に当たって自治体が提案した計画に位置づけられているもの。
- （※38）需要家の買取率とは、補助対象設備による発電量（計画量）の全体を100%とした時に、需要家が当該設備による電気を利用する割合を言う。需要家が複数の場合は、合計値で判断する。1-6. vにより、買取率は70%以上である必要がある。なお、加点評価にあたっては、実施計画書に記載された想定稼働率を加味する。
- （※39）需要家による買取期間とは、補助対象設備の所有者である補助事業者、需要家と需給契約を締結する小売電気事業者、需要家の間で上記を満たす契約等に基づく、補助対象設備から発電される電気を利用する期間を言う。なお、1-6. vにより、買取期間は8年以上である必要がある。
- （※40）中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。
- （※41）賃金引上げ計画の表明を行い、加点を希望する者は、申請に際して添付12「賃金引上げ計画の表明書」を提出すること。また、賃金引上げが実施されたかを確認するため、本項目に基づく加点を希望するものとして申請があった場合、表明書で示した賃金引上げの実施状況を確認するため、賃金引上げを表明した事業年度とその前事業年度の法人事業概況説明書を補助事業終了後、事業年度終了後2ヶ月以内にJPEAに提出すること。なお、表明した賃金引上げが行われていないことが判明した場合は、補助金の交付決定の取消及び返還を求める。

③ 採択方法

採択事業者の決定に当たっては、上記①及び②に従って、評価を行い、予算の範囲内で採択を行います。

④ 留意事項

提出書類に疑義がある場合などにJPEAから連絡を行うことがあります。連絡を受けた場合は速やかに対応し、当該疑義を解消してください。JPEAからの連絡に対して2営業日以内に返答がない場合や当該疑義が解消されない場合は、審査の対象外となるので留意してください。

なお、交付決定前に行われた補助対象設備等の契約・発注等に係る経費は補助金の交付対象外となるため、契約・発注は必ず交付決定後に行ってください。ただし、事前着手の承認を得た経費を除きます（事前着手申請手続きの詳細は、後述の4. 事前着手申請手続きを確認してください）。

2-6. 採択事業者の公表

JPEAは採択事業者を決定した後に、JPEAのホームページで事業者名を公表します。なお、採択・不採択の理由等の審査結果に対する個別の問い合わせには応じません。予めご了承ください。

2-7. 交付決定

JPEA は採択事業者に対して、2-6. 採択事業者の公表に合わせて、採択決定通知書を送付します。その際に、事業実施に必要な手続に関する案内を行うので、案内に従って速やかに交付申請を行い、交付決定を受けた後に、補助事業を実施してください。

なお、交付決定等の内容は、国の gBizINFO (<https://info.gbiz.go.jp/index.html>) においてオープンデータとして原則公開されます。予めご了承ください。

3. 事業の実施

3-1. 補助事業の開始

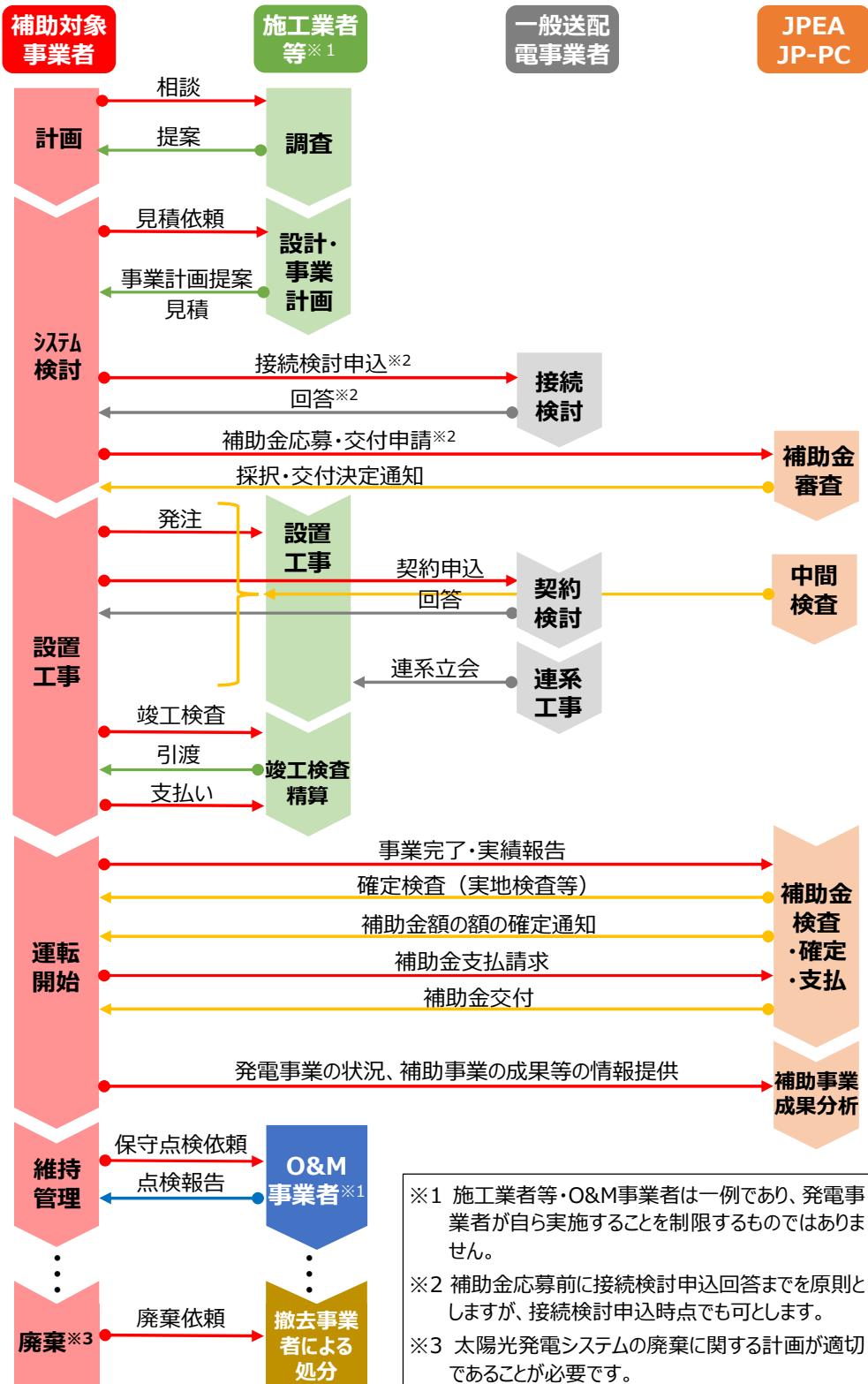
補助事業の実施に際しては、経済産業省の補助事業事務処理マニュアル（R4.2）に準拠するとともに、JPEA が指示する方法により、経理処理を行ってください。

なお、補助事業に係る契約・発注等は、原則として交付決定後に行ってください。交付決定前にすでに発注等を完了させた経費については、事前着手の承認を得た経費を除き、補助金の交付対象とはなりません。

補助事業者は、事業の実施にあたっては、原則として、見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定してください。なお、競争入札等によることが困難又は不適当である場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書を整えてください。

- ※ 系統連系手続に関する、一般送配電事業者に対する接続検討申込の事前相談に要する経費及び電力需給契約に係る保証金等、工事費負担金以外の経費は補助対象外。
- ※ 系統連系に係る接続検討申込又は系統連系申込を行ったことや事前着手の承認を得たこと等をもって補助事業の採択を確約するものでなく、不採択となった場合における当該費用等を含む関連する経費について、JPEA 及び経済産業省は一切補償しない。
- ※ 当該契約・発注に係る見積依頼・競争入札については、交付決定前の実施も有効。
- ※ 原則として、見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人 2 者以上から見積書を取得すること。
- ※ 補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価をもって補助対象経費に計上すること（製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある）。

【事業スケジュールイメージ】



※ 上記は原則としてのスケジュールを記載したものであり、詳細は公募要領の各項目に定める手続き等を参照の上、実施すること。

3-2. 交付決定後の計画変更等

交付決定後に補助事業の内容を変更しようとする場合は、予め JPEA の変更承認を得てください。計画変更等について、JPEA の承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合があります。

なお、補助事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに JPEA に報告を行ってください。補助事業の目的や応募要領に示した要件、交付規程に沿わない事業内容の変更等については、承認しない場合があるので、留意してください。

また、補助金の申請時点において、接続検討結果等の回答を得ていた場合は、系統設備に対する工事費負担金が確定した後の 1-6. 補助対象事業の要件 iv に定める単価が 25 万円/kW 未満であることを条件に、当該回答を得ていた補助対象設備に係る工事費負担金について、変更を認めます。その際、工事費負担金の額が確定した日から 1 カ月以内に計画変更手続を行ってください。ただし、本事業の予算額の範囲内で対応するため、予算の執行状況によっては増額変更に応じられない場合があります。

- ※ 交付決定後に補助対象設備や当該設備の設置場所等を変更する場合には、速やかに変更承認の手続を行うこと。なお、これらの変更は、交付決定額を超えず、本公募要領に示す要件を満たす範囲に限って承認するものとする。
- ※ 上記の取り扱いは、事業計画の履行の不確実性があることを了承するものではないため、本趣旨を鑑みて補助事業の計画を策定するよう留意すること。また、不確実な計画により補助事業が変更・遅延・中止した場合、補助金の支払いが認められない場合がある。

【補助事業実施期間中の手続等】

変更内容	対応方法
補助事業の内容の変更（補助対象設備の仕様や立地場所、規模等の変更、需要地等の変更）	JP-PC への承認申請
補助事業者の代表者・住所の変更	JP-PC へ連絡し指示を受ける。
需要家・小売電気事業者の変更	認められません。
事業完了の遅延が見込まれる。	JP-PC へ連絡し指示を受ける。
その他	JP-PC へ連絡し指示を受ける。

3-3. 中間検査

JPEA は、必要に応じて事業期間中に現地調査を含む中間検査を行うことがあります。

3-4. 実績報告及び補助金の確定

- ① 補助事業の完了

補助事業者が、補助対象設備による運転を開始するとともに、補助対象設備の調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。補助事業者は、原則として2023年3月24日（金）までに補助事業を完了させてください。ただし、一定の理由により遅延が見込まれる場合は、2024年2月29日までを期限とします。

② 実績報告及び補助金の確定

補助事業者は、事業完了日から30日以内又は2023年3月27日（月）までのいずれか早い日までに、実績報告書等の書類をJPEAに提出してください。

JPEAは、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知します。なお、申請通りの設備が設置されていないなどの場合は、補助金の減額や不交付とすることがあるので注意してください。交付すべき補助金の額の確定に際しての検査にあたっては、支出した経費が、補助事業に使用されたことが確認できる資料を確認します。経済産業省の補助事業事務処理マニュアル（R4.2）に準拠するとともに、JPEAが指示する方法により、書類を保管・管理してください。

※ 補助対象と経費計上しているもので、請負又は委託契約（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）をしている場合は、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出してください。

③ 補助事業の繰越

補助事業者は、2023年3月24日までの事業完了が困難であり、補助事業の遅延が見込まれる理由及び当該理由を踏まえた運転開始日が合理的と認められた場合は、繰越しに関する必要な手続きを行うことで、2024年2月29日までを期限として繰越しを行うことができます。

なお、交付決定の際に事業完了日を2023年4月以降とした場合であっても、繰越しに際して手続きが必要であり、繰越を行う場合の必要な書類等の手続きや上記②の実績報告及び補助金の確定に関する期限等については、個別に指示を行います。

3-5. 精算払請求書及び補助金の支払い

補助事業者は、JPEAから確定通知書を受理した後、速やかに精算払請求書をJPEAに提出してください。JPEAは、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付します。

※ 補助金は原則として精算払とし、事業途中での概算払は行いません。

3-6. 補助事業終了後における取得財産等の管理

補助事業者は、補助事業の終了後においても、本事業により取得した補助対象設備を、JPEAが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を

管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ってください。

本事業により取得した補助対象設備を処分制限期間内に処分（一部又は全部に限らず、転用、譲渡、交換、貸付け、廃棄、取壊し又は担保に供すること）しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出し、予め JPEA の承認を受けなければなりません。その場合、補助金の返還が発生する場合があります。なお、太陽光発電設備に係る処分制限期間は15年です。

なお、処分制限期間内に補助事業により整備した補助対象設備を他の企業等に承継することは、処分に該当します。

3-7. 交付決定の取消、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、補助金適正化法、交付規程、公募要領に定めた要件及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになります。

- 補助金適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- JPEA 又は経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

上記の措置が講じられた者は、以後に実施される需要家主導による太陽光発電導入促進補助金に応募することはできません（JPEA以外の者が公募を行う場合を含む）。

- ※ 補助事業の完了後、補助事業者、需要家と需給契約を締結する小売電気事業者、需要家の間で交わされた電気の利用に関する契約等の期間が終了するまでの期間、補助金申請に係る誓約事項に反する事案や虚偽申請、上記の違反が判明した場合には、天変地異等のやむを得ない場合を除いて、補助金の交付決定の取消及び返還を求める。
- ※ 上記の期間内において、需要家又は小売電気事業者の変更は認めない。この期間中に需要家又は小売電気事業者の変更を行う場合は、補助事業者に対して、交付規程等に基づき補助金の返還を求める。ただし、当該期間内における、同一の需要家の需要地の変更は、工場や事業所の移転・閉鎖等のやむを得ない場合に限って認める。その際は、事前に JPEA に報告すること。その場合も、需要家が電気の需要を差し替えられない時は、補助事業者に対して当該需要分に係る補助金の返還を求める。
- ※ 特に需要家と小売電気事業者に起因して補助対象要件を満たさなくなる場合など、補助事業者に帰責性がない場合の補助金の返還に係る負担は、起因者に責を負わせる旨の契約を締結するなど、事業者間で予め調整を図ること。

4. 事前着手申請手続き

交付決定前に契約・発注等が行われた経費は、原則として補助金の交付対象となりません。

ただし、本事業の着実な完了を促進するため、交付決定前に JPEA から事前着手に関する承認を受けた場合は、本申請の承認日から交付決定日までの間に行う補助対象設備の調達に係る契約等について、有効なものとし、当該契約等に係る経費については補助対象経費とします。なお、交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではないので留意してください。

事前着手の申請は下記の方法により受け付けます。事前の申請・承認がない場合は、当該経費について補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

① 受付期間

2022年6月24日（金）～8月5日（金）17時まで

② 提出方法

本補助金の応募申請と合わせて、事前着手のための申請を様式第6により作成し、JPEA のホームページからの電子申請により、本補助金の提出書類と合わせて申請してください。

③ 事前着手の承認の可否の通知等

事前着手の承認の可否を決定後、順次結果を通知します。

- ※ 事前着手の承認が得られた場合でも、審査の結果、本補助金の応募が不採択となる場合がある。その際、支出済の経費等について、JPEA 及び経済産業省は一切補償しない。
- ※ 事前着手の承認が得られなかった場合、交付決定日よりも前に行われた契約等に係る経費は補助対象外となる。
- ※ 事前着手申請の内容と応募申請時の内容が整合しない場合などは、事前着手の承認は無効となるため、記載内容に誤りがないようにすること。

5. 応募申請書類様式

(様式第1)

番年月日号

一般社団法人太陽光発電協会
代表理事 山口 悟郎 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名 印

令和4年度予算需要家主導による太陽光発電導入促進補助金応募申請書

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金公募要領に基づき、上記補助金に応募申請します。なお、応募に際して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び需要家主導による太陽光発電導入促進補助金交付要綱（20211129財資第1号。以下「交付要綱」という。）、交付規程、公募要領等の定めに従うことを承知し、並びに下記の事項を遵守することを宣誓の上、申請します。

記

【宣誓事項】

- 申請内容が令和4年度予算需要家主導による太陽光発電導入促進補助金公募要領に定める要件に合致し、これらの要件を遵守した上で補助対象事業を実施する。
- 補助対象事業の実施に際して、地方公共団体が定める条例を含め関係法令を遵守する。
- 補助対象事業により整備する太陽光発電設備（当該設備の整備に伴って行う土地の整備等を含む）について、当該設備の廃棄処分について責任を持って適正に実施する。
- 補助金の申請内容に対する虚偽、又は関係法令、補助金適正化法、交付規程、公募要領に定めた要件及び交付決定の際に付した条件に関して合理的な理由なく違反する行為が認められた場合は補助金を返還する。

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
(1) 発電事業者の名称
(2) 小売電気事業者の名称
(3) 需要家の名称
3. 補助金交付申請額
(1) 補助事業に要する経費
(2) 補助対象経費
(3) 補助金交付申請額
4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）
5. 役員名簿（別紙2）
6. 補助事業の開始及び完了予定日 交付決定日～ 年 月 日

(別紙1-1)

1. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)				
補助対象経費 の区分	補助事業に 要する経費（注1）	補助対象経費の額 (注2)	補助率 (注3)	補助金の交付申請額 (注4)
設計費				
設備導入費				
土地造成費				
工事費				
接続費				
合計				

注1：「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を指します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

注2：「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

注3：「補助率」は、自治体連携型の場合は2／3以内、それ以外は1／2以内。適用される補助率のいずれか、若しくは両方を記入すること。

注4：「補助金の交付申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は整備する発電所ごとに「補助対象経費」にその発電所に適用される補助率を乗じた額の合計（1円未満は切り捨て）のことを行います。

注5：土地造成費について、発注・工事に着手済みの経費は、補助対象経費の額に含めることはできません。

(別紙1-2)

役員名簿

氏名 姓 名	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(別紙1-3)

誓約書

(申請者名)が行う令和4年度予算需要家主導による太陽光発電導入促進補助金に申請及び実施に際して、以下の事項を遵守することを宣誓し、誓約する。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てない。

1. 本補助金の交付規程及び公募要領に定める要件等を理解し、(申請者名)が当該要件等を遵守して補助対象事業を実施することができるよう協力に努める。
2. 補助金の申請内容に対する虚偽又は小売電気事業者及び需要家による当該要件等に合理的な理由なく違反する行為が認められた場合は氏名の公表に応じる。

年 月 日

氏名 法人の名称
及び代表者の氏名 印

※本宣誓書は、小売電気事業者及び需要家の全てがそれぞれ作成すること。

(様式第2)

実施計画書

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

① 事業完了予定日		
② 補助対象設備の合計出力		kW
③ 補助事業に要する経費の合計額		円
④ 補助対象設備の単価		円/kW
⑤ 補助対象設備の整備個所数		箇所
⑥ 補助対象設備1か所当たりの平均出力規模		kW/箇所
⑦ 補助対象設備の平均積載率		
⑧ 需要家による電気の利用に関する契約等の期間	年 年 月 日～ 年 月 日	
⑨ 電気の利用に関する契約等を行う需要家の数(法人数)		社
⑩ 補助対象設備の1需要地当たりの平均出力規模		kW/箇所
⑪ 補助対象設備による発電量に対する需要家の買取率		
⑫ 補助対象設備による計画発電量 (想定平均稼働率)		kWh/年
⑬ 補助対象設備によって発電した電気を供給する小売電気事業者の名称		
⑭ 補助対象設備の系統連系に係る接続検討申込(低圧設備にあっては系統連系申込)を行った日		
⑮ 補助対象設備の系統連系に係る接続検討結果の回答(低圧設備にあっては系統連系申込に対する回答)を得た日		
⑯ 補助対象設備の保守点検・維持管理の方法		
⑰ 保険加入の計画		
⑱ 補助対象設備の解体・撤去に係る廃棄等費用の確保の計画		

(様式第2) 実施計画書
(別紙2-1)

申請者情報(発電事業者)

①	申請事業者数	
②	補助対象発電所の総数	

申請事業者①

③	法人の名称	
④	法人の名称(カナ)	
⑤	法人番号	
⑥	代表者氏名	
⑦	所在地	
⑧	代表電話番号	
⑨	資本金	万円
⑩	従業員数	人(正社員の数)
⑪	主たる業種	※日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号・番号と分類項目名を記載のこと
⑫	補助対象発電所の数	箇所

申請責任者①

⑬	氏名	
⑭	氏名(カナ)	
⑮	部署・役職	
⑯	所在地	
⑰	電話番号	
⑱	携帯電話番号	
⑲	メールアドレス	

(様式第2) 実施計画書
(別紙2-2)

関係者情報（小売電気事業者・需要家）

小売電気事業者に関する情報

① 法人の名称	
② 法人の名称(カナ)	
③ 法人番号	
④ 代表者の氏名	
⑤ 所在地	
⑥ 代表電話番号	
⑦ 資本金	万円
⑧ 従業員数	人(正社員の数)

需要家に関する情報

⑨ 需要家の総数	
⑩ 需要地の総数	

需要家①

⑪ 法人の名称又は氏名	
⑫ 法人の名称又は氏名(カナ)	
⑬ 法人番号	
⑭ 代表者の氏名	
⑮ 所在地	
⑯ 代表電話番号	
⑰ 資本金	万円
⑱ 従業員数	人(正社員の数)
⑲ 主たる業種	※日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号・番号と分類項目名を記載のこと
⑳ 需要地の数	箇所

(様式第3)

実施体制

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

※申請者、小売電気事業者、需要家の関係を図で示してください。

※電力の利用に関する契約等の関係についても記入してください。

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金公募要領<令和4年度予算 一次公募>

電気事業者による太陽光発電導入促進補助金公募要領<令和4年度予算 一次公募>

補助対象設備の整備計画(総括表)						
2. 整備スケジュール						
実施項目	日程	～令和4年6月	7～9月	10～12月	令和5年1～3月	(緑色) 令和5年4月～令和6年2月
系統連系手続き	申込					
	完了					
連系工事	完了予定					
設計	着手					
	完了					
設備手配	着手					
	完了					
土地造成工事	着手					
	完了					
基礎・架台・設備設置工事	着手					
	完了					
電気配管・配線工事	着手					
	完了					
標識・柵塀設置	完了					
使用前点検	完了					
送電開始	運転					

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金公募要領<令和4年度予算 一次公募>

(様式第4-2) 補助対象設備による電気の利用の計画			
申請者 住所 法人の名称 代表者氏名		電話番号	総計画発電量(kWh/年) 買取率(%)
			0 0.0%
需要地 番号	需要家 番号	合計	需要地の 種類 需要地の年間の電 力使用量 (kWh/年)
		需要地の名称	需要地の所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金公募要領<令和4年度予算 一次公募>

(様式第4-3) 補助対象設備の設備構造図			
発電所番号	<input type="text"/>	発電所名	<input type="text"/>
		申請者 住所	
		法人の名称	
		代表者氏名	
システム構成図・設置図、設置機器等を記載のこと			

(様式第5)

資金計画

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名 印

1. 資金調達計画

項目	金額（円）	備考
補助事業に要する経費		
うち、補助金交付申請（充当予定）額		
自己資金		
金融機関等からの借入金		借入条件： 補助対象設備の担保の有無：有・無
その他の収入金		

2. 借入金がある場合、借入金返済計画の詳細

※借入金がある場合は、「借入金返済計画」を別紙5-1（様式自由）として添付してください。

3. 収入金がある場合、収入金の詳細

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金公募要領<令和4年度予算 一次公募>

(様式第6)

年 月 日

一般社団法人太陽光発電協会

代表理事 山口 悟郎 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の氏名 印

令和4年度予算需要家主導による太陽光発電導入促進補助金事前着手申請書

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金の応募申請中である以下の事業について、下記のとおり交付決定前に着手いたしたく、申請します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の実施にあたり、事前着手が必要である理由

3. 事前着手をする契約等：

事前着手を要する発電所番号	事前着手をする補助対象経費の項目	事前着手をする補助対象経費の具体的な内容	着手(予定)の年月日	事前着手に要する経費の額(円)

4. 担当者連絡先

申請者名(法人番号)	
連絡先住所	
部署名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

以上

<事前着手申請とは>

補助事業の開始（物品の購入・契約等）は、交付決定後に行うことと原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。

ただし、本事業においては、補正予算の経済対策という主旨に鑑み、早期の事業実施に必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても、事務局から事前着手の承認を受けた場合についてのみ、当該承認日以降に契約／発注等を行った補助事業に要する経費も補助対象経費として認めます。

事前着手を希望する場合は、補助金の応募書類と併せて、本申請書を提出してください。

<承認結果の通知>

事前着手の承認の可否を判断後、結果を通知します。

通常、申請から10日程度を目安に通知を行う予定ですが、内容や申請状況によってはさらに期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

<3. 事前着手を要する契約等の記入方法>

- ・事前着手を要する発電所単位で、該当する補助対象経費の項目等を記入してください。なお、②事前着手を要する補助対象経費の項目が複数の場合は、当該項目ごとに行を分けて記入してください。
- ・事前着手を要する発電所が2カ所以上ある場合は、別紙により作成してください。
- ・各項目に記入する内容は以下のとおりです。
 - ①事前着手を要する発電所番号：当該契約等に係る提出書類の様式第4-1に記載する発電所番号を記入してください。
 - ②事前着手を要する補助対象経費の項目：公募要領1-8. 補助対象経費のうち、該当する項目名（設計費、設備購入費、土地造成費、工事費、接続費）のいずれかを記入してください。
 - ③事前着手を要する補助対象経費の具体的な内容：公募要領1-8. 補助対象経費のうち、該当する具体的な経費の内容を記入してください。
 - ④着手（予定）の年月日：当該契約等の着手（予定）の年月日を記入してください。
 - ⑤事前着手に要する経費の額（円）：当該項目の事前着手に係る補助事業に要する経費の額（提出書類の様式第4-1⑬に該当する額）を記入してください。

(注意事項)

- ・事前着手申請は、応募申請の採択審査には一切影響を及ぼしません。
- ・事前着手が必要な事業者のみ、公募申請期間中に申請書と併せて事務局に申請してください。
- ・本申請により、交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、承認日以前に着手した事業については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。
- ・本申請にあたり、交付規程・公募要領の内容（補助事業の目的、要件、補助対象経費、補助率、補助事業者の義務等）を全て確認し、理解した上で、事前着手の承認申請を行ってください。
- ・事前着手の承認を受けた場合であっても、交付申請時に事務局にて申請経費の内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・事前着手が必要である理由についての内容が不十分な場合、事前着手は承認できません。承認の判断にあたり、記載内容に不明な点がある場合は、事務局から確認の問い合わせを行いますので、担当者

連絡先を必ず記載してください。なお、当該担当者は申請者と同一の法人の方に限ります。

- ・補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のための支払を行ったことを確認できるものに限ります。支払は銀行振り込みの実績で確認を行います。
- ・事前着手による調達等についても、公募要領3-1に記載のとおり、原則見積依頼・競争入札等を実施してください。なお、競争入札等によることが困難又は不適当である場合は、その理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

添付4(1)

地上設置の場合：補助対象設備を導入する土地全筆の地番リスト

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

※一地番(1筆)につき、1行ごとに記載してください。

添付4(2)

地上設置の場合:添付4(1)のリストにある土地と境界を接する土地全筆の地番リスト

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

※一地番(1筆)につき、1行ごとに記載してください。

(添付11)

関係法令の手続状況の説明資料

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

令和4年度予算需要家主導による太陽光発電導入促進補助金の申請に関し、補助対象設備の設置場所に係る関係法令(条例・規則を含む。)及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

発電所番号

作成日

1. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注1）

	項目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
2	都市計画法に基づく開発許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
3	宅地造成等規制法に基づく工事許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
4	河川法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
5	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
6	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
8	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
9	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はほた山崩壊防止区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
10	景観法に基づく届出	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
11	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年月予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金公募要領<令和4年度予算 一次公募>

	項目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手續先
12	農地法に基づく農地転用許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
13	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
14	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
15	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
16	自然公園法に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
17	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
18	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
19	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
20	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 (環境影響手続における事業名称:)	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
21	その他の法律・条例に係る手続(注2) (法令名:)	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手續済 <input type="checkbox"/> 手續中 <input type="checkbox"/> 手續予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
上記以外の相談先(部署名)(注3)				

(注1) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

(注2) 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「21 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。

(注3) 発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

添付 12

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率〇%以上とすること【を表明いたします。／について、従業員と合意したことを表明いたします】。

（記載時の留意点）

・事業終了後に当該表明書の内容について、留意事項1又は2における関連資料のご提出を頂くとともに、当協会にて内容を確認させて頂きますので、それらを踏まえた記載内容の選択をお願いします。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

(留意事項)

1. 企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表1を本表明書と同時に提出してください。
2. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
3. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出してください。
4. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、加点いたしません。
5. 他の補助金等に申請するために、すでに本表明書を当該年度中に省庁等に提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

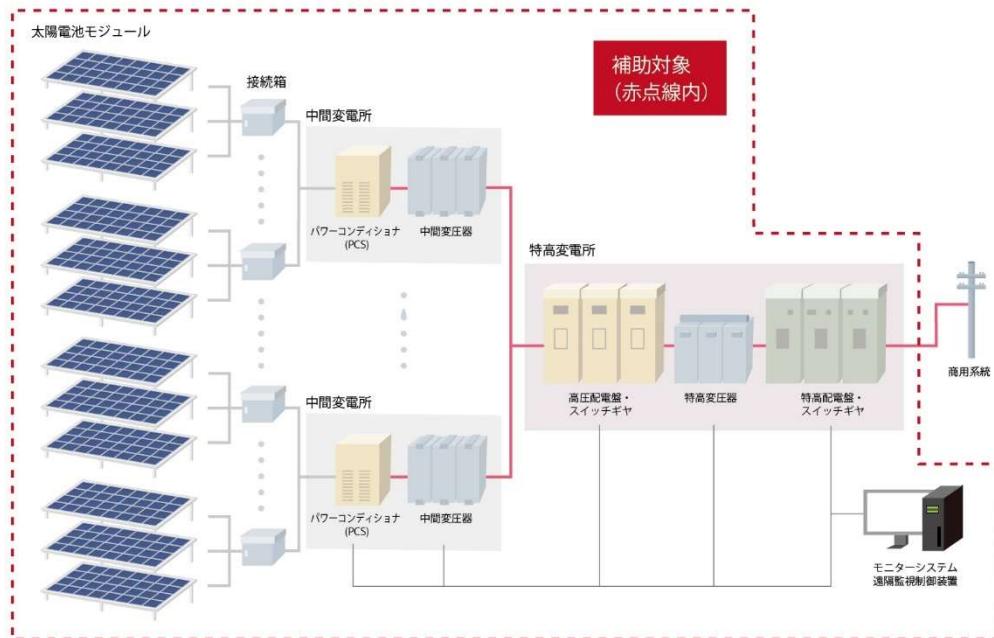
6. 参考資料

6-1. 設備構成の代表例

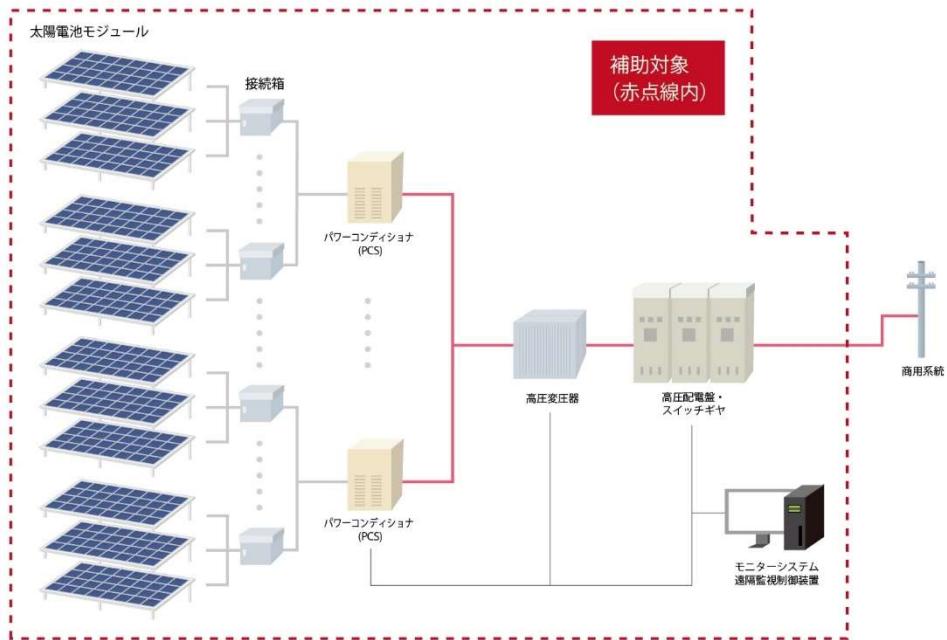
補助対象設備の代表的な構成を示します。なお、以下の図は代表的な構成を示したものであり、詳細は省略している部分があります。

本事業の実施にあたっては、電気事業法等の法令に基づき必要な設備構成により設置されるものを補助対象設備とすることを原則としているので、設備の構成に当たっては留意してください。なお、申請に際しては様式4-3に設備構成を示すことを求めていますが、様式4-3に掲載された設備であっても、電気事業法等の法令に基づき必要とされる設備以外が含まれる場合は、補助対象とならない場合があります。

【特別高圧設備の例】



【高圧設備の例】



【低圧設備の例】

